

# 福岡市若者のふらっとホームサポート事業補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、福岡市若者のふらっとホームサポート事業補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、地域における若者の居場所づくり事業（以下「事業」という。）を促進するため、事業の実施に要する経費に対し助成することにより、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図ることを目的とする。

## (審査会の設置)

第3条 補助対象事業を公正かつ適正に審議するため、事務局に「若者のふらっとホームサポート事業補助金審査会」（以下「審査会」という。）を置く。

2 審査会の設置については、別途定める。

## (若者の居場所の定義)

第4条 若者の居場所とは、地域で中高生を中心とした若者が気軽に立ち寄り、自由な時間を過ごすことができ、次の各号に掲げる要件をすべて満たす空間とする。

- (1) 利用者が中高生を中心とした若者である。
- (2) 開設頻度は、原則月2回以上である。
- (3) 開設時間は、1回あたり3時間以上である。
- (4) 開設時間においては、常駐できる責任者を配置している。
- (5) 前号に定める責任者と別に、利用者の相談相手及び活動の補助等ができるスタッフを1名以上確保し、配置している。

2 前項第2号に定める開設頻度は、前項に定める空間で定期的に開催される事業のことをいう。ただし、団体主催の企画イベントや地域などで開催されるイベントへの参加についても、定期開催の1回に加えることができる。

3 開設頻度は、第3条に定める審査会において、月2回以上の開設が困難であると認められた団体に限り、月1回とすることができる。

## (補助対象団体)

第5条 補助金の交付を申請できる団体は、第4条に定める若者の居場所において事業を実施する団体で、次の各号に掲げる要件をすべて満たす団体とする。

- (1) 中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を目的とした団体である。
- (2) NPO法人または地域住民等で組織されたボランティア団体である。
- (3) 福岡市内に居場所を有している又は開設予定である。
- (4) 団体の構成人員が5人以上である。
- (5) 宗教または政治、営利活動を主たる目的とするものでない。

## (補助対象経費)

第6条 補助金を交付する対象となる経費は、若者の居場所の開設及び事業実施に要する経費で、別表1に定めるものとする。ただし、補助対象経費とすることが適当でないと市長が認める経費については、補助対象外とする。

(備品の購入・管理)

第7条 別表1第2項に定める備品購入費に該当する備品のうち、市長が補助対象とすることが適当でないと判断するものは、補助対象外とする。なお、備品に該当しない場合であっても、別表2に定めるもの及びその他市長が備品と定めることが適当と判断するものについては、備品として取り扱うものとする。

- 2 備品購入費の交付を受けようとする団体は、その内訳について、補助金交付事務担当課と事前に協議を行い、その承認を受けなければならない。
- 3 前項の規定に基づき、事前協議の承認を担当課から受け、備品を購入した団体（以下「備品購入団体」という。）は、購入した備品名、型式及び購入日等を記載した備品台帳を作成しなければならない。
- 4 備品購入団体は、前項に定める備品台帳に記載された備品を使用するときは、善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。なお、購入から2年以内に、当該団体の故意又は過失により備品が滅失し、若しくは棄損した時は、その旨を補助金交付事務担当課へ届け出なければならない。

(補助金の金額)

第8条 補助金の額は、予算の範囲内において、次の各号で定める金額とする。

- (1) 若者の居場所の開設に対する補助については、別表1第1項及び第2項を対象経費とし、10万円を上限とする。
  - (2) 事業実施に対する補助については、別表1第3項から第6項を対象経費とし、上限額は開設頻度に応じ、別表3に定めるとおりとする。
  - (3) 補助額は、前2項で定める上限額又は補助対象経費の実費のいずれか低い額とする。
  - (4) 補助金額の千円未満の額は切り捨てとする。
- 2 前項第1号で定める補助については、新たに若者の居場所を開設する団体に限り補助対象とする。ただし、既に若者の居場所を開設中の団体のうち、次に掲げる要件をすべて満たす団体に限り、補助の交付を受けることができる。
    - (1) 交付申請時に若者の居場所が開設されている建物から別の建物へ移転する団体。
    - (2) 第3条に定める審査会において、若者の居場所の開設と同程度の移転であると認められた団体。

(補助期間等)

第9条 補助期間は最大で4年間とする。ただし、既に若者の居場所を開設中の団体については、最大で3年間とする。

- 2 補助対象期間は、当該年度の4月1日から翌3月31日までとする。
- 3 本補助金の交付対象者は、公募により募集する。

(補助金の交付申請等)

第10条 補助金の交付を受けようとする団体（以下「申請団体」という。）は、審査会の意見聴取後、「福岡市若者のふらっとホームサポート事業補助金交付申請書」（様式第1号）に次の各号に

掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 事業収支計画書
- (3) 事業資金計画書
- (4) 実施団体の定款又は規約及び役員名簿
- (5) その他市長が必要と認める書類

(暴力団の排除)

第 11 条 市長は、福岡市暴力団排除条例（平成 22 年福岡市条例第 30 号。次項において「暴排条例」という。）第 6 条の規定に基づき、本条に定める排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請をした者（第 4 項において「申請者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、この要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第 2 条第 2 号に定める暴力団員
- (2) 法人でその役員のうちに前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第 6 条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助事業者が前項各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

4 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、申請者又は補助事業者に対し当該申請者又は当該補助団体（法人であるときは、その役員）の氏名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報の提出を求めることができる。

(補助金の交付決定)

第 12 条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、審査会の意見を聞き、補助金を交付すべきものと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、「福岡市若者のぶらっとホームサポート事業補助金交付決定通知書」（様式第 2 号）をもって通知する。

2 市長は、必要に応じ、補助金の交付申請に係る事項に修正を加えて補助金の交付を決定することができる。

(事業の変更)

第 13 条 補助金の交付決定を受けた団体（以下「補助団体」という。）は、補助金の交付決定通知を受けた後において、事業の内容を変更する場合は、「福岡市若者のぶらっとホーム事業変更申請書」（様式第 3 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(事業の中止・廃止)

第 14 条 補助団体は、補助金交付の決定通知を受けた後において、事業を中止又は廃止する場合は、「福岡市若者のぶらっとホームサポート事業中止・廃止申請書」（様式第 4 号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(関係書類の整備)

第 15 条 補助団体は、補助対象事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後 5 年間保管しておかなければなければならない。

2 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため、必要があるときは、前項の帳簿及び証拠書類を検査することができる。

(実績報告)

第 16 条 補助団体は、事業が完了したときは、「福岡市若者のふらっとホームサポート事業実績報告書」(様式第 5 号)に、次の各号に掲げる事項を添えて市長に報告するものとする。

- (1) 事業成果報告書
- (2) 事業収支報告書
- (3) 領収書及び納品書
- (4) その他市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定)

第 17 条 市長は、事業の完了の報告を受けた場合、「福岡市若者のふらっとホームサポート事業実績調査確認書」(様式第 6 号)をもって調査確認し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、「福岡市若者のふらっとホームサポート事業補助金確定通知書」(様式第 7 号)をもって通知するものとする。

(補助金の返還)

第 18 条 市長は、補助金の決定を取り消した場合において、事業の当該取消しに係る分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じることができる。

(その他)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(期間)

この要綱の有効期限は、平成 29 年 3 月 31 日までとする。

(施行期日)

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 補助対象経費

費目	内訳	上限額
1 工事請負費	(1) 建物の改修・増築に係る費用を補助対象経費とする。 (2) 事業実施に最低限必要な改修に限る。	
2 備品購入費	(1) 備品購入費に該当する備品とは、価格が1万円以上かつ、耐用年数が2年以上ものとする。 (2) 事業実施ために最低限必要で、中高生を中心とした若者の非行防止・健全育成を図るために必要なものに限り補助対象経費とする。 (3) 交付金額は、3万円を上限とする。	10万円
3 貸借料又は会場借上料	(1) 事業に利用する場合に限り補助対象経費とする。 (2) 自宅や他の事業に使用する事務所を利用する場合は、補助対象外経費とする。	
4 需用費	(1) 光熱水費 イ 事業に利用する場合に限り補助対象経費とする。 ロ 自宅や他の事業に使用する事務所を利用する場合は、補助対象外経費とする。  (2) 印刷消耗品費 イ 価格が1万円未満であり、かつ、事業で利用するものを補助対象経費とする。ただし、別表で定める価格が1万円未満であっても備品と定義するものを除く。 ロ 広告宣伝のためチラシを印刷する費用にも使用できるものとする。  (3) 食糧費 イ 事業に伴う会議等で使用する茶菓代を補助対象経費とし、1人あたり200円／回を上限とする。 ロ 会食代、スタッフの飲食代は、補助対象外経費とする。	別表3による
5 報償費	(1) スタッフが事業の実施のため、自宅から事業実施場所への移動に要した費用を補助対象経費とする。 (2) 1日当たり <u>850円</u> を上限とする。	
6 役務費	(1) 交通費 イ 事業に関する事務連絡、他の居場所団体との交流、スタッフの研修及び会議出席等、居場所の事業に関し要した経費を補助対象経費とする。 ロ ガソリン等の燃料代は、補助対象外経費とする。  (2) 傷害保険料 イ 利用者を対象とするもので、かつ、死亡・後遺障害、入院及び通院を保障するものを補助対象経費とする。 ロ 責任者及びスタッフを対象とするものは、補助対象外経費とする。  (3) 通信費 イ 事業に利用した電話代及び郵便切手代に限る。	

別表2 價格が1万円未満であっても備品と定義するもの

物品名
書籍類
トランプ等のカードゲーム類
オセロ、将棋等のボードゲーム類
バレーボール、卓球のラケット等のスポーツ用品
机、いす、棚、カーペット等の家具類
ポットやホットプレート等の調理に使用する家電類

別表3 補助金の上限額

区分	常設	週1回以上	月2回以上	月1回
賃借料又は会場借上料を対象経費とする団体	300,000円	180,000円	100,000円	50,000円
賃借料又は会場借上料を対象経費としない団体	210,000円	90,000円	60,000円	30,000円